

## 年金 2（問題）

### 【 第 I 部 】

問題 1. 次の（1）～（4）の各問に答えなさい。

各 5 点（計 20 点）

（1）次の（ア）～（オ）の各問に答えなさい。

（ア）以下の（Ⅰ）～（Ⅳ）は確定給付企業年金の財政検証等に関する記述であり、適切な内容のものが 1 つ又は 2 つ含まれている。適切な内容のものをすべて選択し入力しなさい。

- （Ⅰ）事業主等は、積立金の額が責任準備金の額に照らし厚生労働省令で定めるところにより算定した額を下回っている場合には、掛金の額を再計算しなければならない。この積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価方法を用いて計算する。
- （Ⅱ）最低積立基準額の計算の基礎となる予定利率は、令和 7 年度は年率 0.86%（当該年率に 0.5%以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあっては当該加減して得た率）である。
- （Ⅲ）事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として算定した額を掛金の額から控除しなければならない。この積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価方法にかかわらず時価で評価するものとする。
- （Ⅳ）加入者の数が前事業年度の末日における加入者の数に比べて著しく増加又は減少した場合は掛金の額を再計算しなければならない。ただし、財政の健全性が確保できる場合においては掛金率の洗い替え、基礎率の洗い替えを行わなくても良い。

(イ) 以下の(Ⅰ)～(Ⅳ)はIFRSに関する記述であり、適切な内容のものが1つ又は2つ含まれている。適切な内容のものをすべて選択し入力しなさい。

(Ⅰ) IFRSsは、プリンシプル・ベース(原則主義)で書かれているとされている。プリンシプル・ベースでは、原則のみが記されているため、実際の業務では、アクチュアリーが具体的な判断をする必要がある。

(Ⅱ) 日本の退職給付会計基準がIAS19とのコンバージェンスを意図したものとなっていることから、日本の会計基準に沿った退職給付会計に関する専門業務を行う場合にも、IAS19を理解することが望まれる。

(Ⅲ) 日本では、2010年3月31日以降に終了する事業年度より、一定の条件のもとで、連結決算におけるIFRSsの任意適用が行われるようになった。連結決算にIFRSsを適用する場合は、単体決算にも適用しなければならないことに留意が必要である。

(Ⅳ) EUは、2005年からEU域内の資本市場に上場する企業に対して、連結財務諸表をIFRSに基づいて作成することを義務付けることを決定した。

(ウ) 以下の (I) ~ (IV) は 2025 年 4 月 1 日以降の日を計算基準日とする確定給付企業年金の財政計算又は 2025 年 4 月 1 日以降の日を事業年度の末日とする確定給付企業年金の財政検証に用いる予定死亡率に関し、基準死亡率に乘じる率の設定方法にかかる記述である。このうち適切な内容のものが 1 つ又は 2 つ含まれている。適切な内容のものをすべて選択し入力しなさい。

(I) 財政計算において基準死亡率に乘じることができる率は、加入者について、男子にあつては 0.68 以上 1.0 以下、女子にあつては 0.65 以上 1.0 以下である。

(II) 最低積立基準額の算定において基準死亡率に乘じる率は、加入者等が男子である場合にあつては 0.84、加入者等が女子である場合にあつては 0.825 である。

(III) 積立上限額を算定するための数理債務を算定する場合において基準死亡率に乘じる率は、加入者について、男子にあつては 0.68、女子にあつては 0.65 である。

(IV) 簡易な基準に基づく確定給付企業年金の財政計算において基準死亡率に乘じる率は、加入者については 0 である。

(エ) 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の「3.1 計算基礎の分類」では、計算基礎は金融経済的な計算基礎と人口統計的な計算基礎に分類することができるとされている。以下の①から⑥には金融経済的な計算基礎に該当するものが3つ含まれている。金融経済的な計算基礎に該当するものをすべて選択し入力しなさい。

- ① 一時金選択率
- ② 予想昇給率のうちベースアップに相当する部分
- ③ 予想昇給率のうち年齢や経験年数との相関が見られる部分
- ④ ポイント制における予想ポイント
- ⑤ ポイント制におけるポイント単価の予想
- ⑥ キャッシュ・バランス・プランにおける予想再評価率

- (オ) 所得代替率とは公的年金の給付水準を示す指標であり以下の式で算定される。以下の式の空欄に入る①から⑧の語句の組み合わせのうち適切なものを1つ選択し入力しなさい。

所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + の厚生年金) / の平均 額

選択肢	A	B	C
①	夫婦2人	被保険者全体	標準報酬
②	夫婦2人	被保険者全体	手取り収入
③	夫婦2人	現役男子	標準報酬
④	夫婦2人	現役男子	手取り収入
⑤	夫	被保険者全体	標準報酬
⑥	夫	被保険者全体	手取り収入
⑦	夫	現役男子	標準報酬
⑧	夫	現役男子	手取り収入

- (2) 以下は、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）令和3年9月1日 年企発第0901第2号（別紙）確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について」の他制度掛金相当額等の算定方法にかかる記載である。～に適切な語句を入力しなさい。

## 2. 他制度掛金相当額等の算定方法

### (1) DBの加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法

- ① DB（リスク分担型企业年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額は、次の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定すること。（算定省令第3条第1項及び第2項関係）

ア 「加入年齢方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。なお、ここでのとは、算定省令第3条第1項第1号に規定するとして厚生労働大臣が認める者であり、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者をいうこと。

（途中省略）

- a に係る通常予測給付現価  
b に係る現価

イ 「開放基金方式」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。なお、ここでの加入者となる者とは、計算基準日において、加入者ではないものの、年金数理上あらかじめ見込むべき加入者をいうこと。

- a 現在の加入者に係るの通常予測給付現価と加入者となる者に係る通常予測給付現価を合算した額  
b 現在の加入者及び加入者となる者に係る現価

ウ 「」を財政方式としているDBの加入者に係る他制度掛金相当額はaに掲げる額をbに掲げる額で除した額を月額換算した額とすること。

- a 現在の加入者に係るの通常予測給付現価  
b 現在の加入者に係る現価

（以下省略）

- (3) 以下は、「退職給付に関する会計基準の適用指針」の小規模企業等における簡便法に関する「簡便法による退職給付債務の計算」にかかる記載である。□ A □～□ E □に適切な語句を入力しなさい。

(簡便法による退職給付債務の計算)

50. 小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の方法のうち、各事業主の実態から合理的と判断される方法を選択して退職給付債務を計算する。いったん選択した方法は、原則として継続して適用する。

(1) 退職一時金制度

- ① 会計基準（又は平成 10 年 6 月に企業会計審議会から公表された「退職給付に係る会計基準」（以下「平成 10 年会計基準」という。））の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と□ A □との比（比較指数）を求め、期末時点の□ A □に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法（翌年度以後においては計算基礎等に□ B □がある場合は、比較指数を再計算する。）  
(途中省略)
- ② 退職給付に係る期末□ A □に、【資料 1】及び【資料 2】に示されている□ C □に対応する割引率及び昇給率の各係数を乗じた額を退職給付債務とする方法
- ③ 退職給付に係る期末□ A □を退職給付債務とする方法

(2) 企業年金制度

- ① 会計基準（又は平成 10 年会計基準）の適用初年度の期首における退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の□ D □との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における□ D □の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法（翌年度以後においては計算基礎等に□ B □がある場合は、比較指数を再計算する。）  
(途中省略)
- ② 在籍する従業員については上記(1)②又は(1)③の方法により計算した金額を退職給付債務とし、□ E □については直近の年金財政計算上の□ D □の額を退職給付債務とする方法
- ③ 直近の年金財政計算上の□ D □をもって退職給付債務とする方法

(以下省略)

(4) 以下は、「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算—令和6（2024）年オプション試算結果—」にかかる記載である。□ A □～□ E □に適切な記号を入力しなさい。

オプション試算の内容のうち被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の仮定について、□ A □から□ D □までに入る数字を次の語群から1つずつ選びなさい。

①：被用者保険の適用対象となる企業規模要件の廃止と□ A □人以上個人事業所の非適用業種の解消を行う場合（約 90 万人拡大）

所定労働時間が週□ B □時間以上の短時間労働者の中で、月□ C □万円以上の収入のある者全体に適用拡大し、さらに、□ A □人以上の個人事業所は、業種によらず、適用事業所とする場合。

②：①に加え、短時間労働者の賃金要件の撤廃又は最低賃金の引上げにより同等の効果が得られる場合（約 200 万人拡大）

所定労働時間が週□ B □時間以上の短時間労働者全体に適用拡大し、さらに、□ A □人以上の個人事業所は、業種によらず、適用事業所とする場合。

③：②に加え、□ A □人未満の個人事業所も適用事業所とする場合（約 270 万人拡大）

所定労働時間が週□ B □時間以上の短時間労働者全体に適用拡大し、さらに、業種・規模によらず、個人事業所についても適用事業所とする場合。

④：所定労働時間が週□ D □時間以上の全ての被用者を適用する場合（約 860 万人拡大）

【□ A □、□ B □及び□ D □の選択肢】

(ア) 5 (イ) 10 (ウ) 15 (エ) 20 (オ) 25  
(カ) 30 (キ) 35 (ク) 40 (ケ) 45 (コ) 50

【□ C □の選択肢】

(ア) 6.0 (イ) 6.4 (ウ) 6.8 (エ) 7.2 (オ) 7.6  
(カ) 8.0 (キ) 8.4 (ク) 8.8 (ケ) 9.2 (コ) 9.6

オプション試算の内容のうちマクロ経済スライドの調整期間の一致を行った場合の仮定について、に入る語句を次の語群から 1 つ選びなさい。

基礎年金（1 階）と報酬比例部分（2 階）に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

※マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法（2 段階方式）を見直し、公的年金全体の財政均衡で決定する方法に変更。

なお、基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となるの仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じ。

【の選択肢】

- （ア）国民年金保険料      （イ）厚生年金保険料      （ウ）免除保険料      （エ）国庫負担  
（オ）政府負担金      （カ）基礎年金拠出金

問題 2. 次の (1) ~ (6) の各問に答えなさい。

各 5 点 (計 30 点)

(1) リスク対応掛金額の変更について以下の (ア)、(イ) に答えなさい。

(ア) 確定給付企業年金法施行規則第 46 条の 2 第 2 項に定める、リスク対応掛金額の拠出が完了する前にリスク対応掛金額を変更することができる<sup>①</sup>及び<sup>②</sup>の場合について、リスク対応掛金額の変更方法をそれぞれ簡潔に入力しなさい。(各 150 字以内)

① 財政計算を行い、新たに過去勤務債務の額が発生する場合

② 確定給付企業年金法第 58 条第 1 項の規定に基づく財政再計算において、財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額 (※1) を控除した額 (当該額が零未満となる場合にあつては零とする。) が、リスク対応掛金額を計算したとき (※2) から増加する場合

(※1) 対応後リスク充足額とは、積立金の額と標準掛金額、特別掛金額及び当該財政再計算による変更前のリスク対応掛金額の予想額の現価を合算した額から通常予測給付額の現価に相当する額を控除した額 (当該額が零未満となる場合にあつては零とする。) をいう。

(※2) 直前の財政計算において初めてリスク対応掛金を算定したものとする。

(イ) 確定給付企業年金法施行規則第 46 条の 2 第 3 項に定める、リスク対応掛金額を減少させ、又はリスク対応掛金額の拠出を終了<sup>①</sup>しなければならない場合を簡潔に入力しなさい。(100 字以内)

- (2) 「退職給付に関する会計基準の適用指針」における「第6項」では貸借対照表日前のデータの利用について次のとおり記載されている。

貸借対照表日における退職給付債務は、原則として貸借対照表日現在のデータ（給与データや人事データ等）及び計算基礎（以下「データ等」という。）を用いて計算する。

ただし、次のような方法により、貸借対照表日前のデータ等を用いて、退職給付債務を計算することができる。

下線部のただし書きにおいて、貸借対照表日前のデータ等を用いて退職給付債務を計算することができる方法として記載されている内容を2つ簡潔に入力しなさい。（400字以内）

なお、データ等の基準日から貸借対照表日までに重要なデータ等の変更があったときについては入力する必要はない。

(3) ある事業年度で非継続基準の財政検証を行った結果、当該事業年度の末日における積立比率（積立金の額の最低積立基準額に対する比率をいう。以下同じ）が 1.0 未満であった。この場合の積立不足に伴い拠出すべき掛金の額について、以下の（ア）、（イ）に答えなさい。（当該額を、翌事業年度の掛金の額に追加して拠出することを規約に定めているものとする）

（ア）積立比率が 1.0 未満であっても追加の掛金を拠出しないものとしてすることができる場合が確定給付企業年金法施行規則第 59 条に定められている。その内容を簡潔に入力しなさい。（200 字以内）

（イ）確定給付企業年金法施行規則第 58 条では、翌事業年度の掛金の額に追加して拠出する額の上限と下限が定められている。①から③の積立比率に応じた下限額の算定方法をそれぞれ簡潔に入力しなさい。（各 100 字以内）

- ① 積立比率が 0.9 以上 1.0 未満であった場合
- ② 積立比率が 0.8 以上 0.9 未満であった場合
- ③ 積立比率が 0.8 未満であった場合

(4) 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」では、ポイント制における給付算定式基準の取扱いとして2つの方法が示されている。この2つの方法について以下の(ア)、(イ)に答えなさい。

(ア) 1つ目の方法である「の制度として扱う。」について

- ① 空欄にあてはまる語句を入力しなさい。(20字以内)
- ② 1つ目の方法の内容を簡潔に入力しなさい。(150字以内)

(イ) 2つ目の方法である「の累計を織り込まない。」について

- ① 空欄にあてはまる語句を入力しなさい。(20字以内)
- ② 2つ目の方法の内容を簡潔に入力しなさい。(150字以内)

- (5) 確定給付企業年金法施行規則第 43 条では、掛金の額の計算に用いる基礎率である予定利率を次のとおり定めている。

予定利率は、積立金の  に基づき合理的に定められるものとする。ただし、国債の利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回ってはならない。

これについて以下の (ア)、(イ)、(ウ) に答えなさい。

(ア) 空欄にあてはまる語句を入力しなさい。(20 字以内)

(イ) 下線部は、「確定給付企業年金制度について (平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329008 号)」に下限予定利率としてその設定の考え方が示されている。この下限予定利率の設定の考え方を簡潔に入力しなさい。(100 字以内)

(ウ) 「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」には、予定利率を設定する際に検討すべき事項として、事業主等へ助言を行うことが望ましいとされている点が記載されている。これを 3 つ簡潔に入力しなさい。(200 字以内)

- (6) 「退職給付に関する会計基準」における「用語の定義 第7項」では、年金資産の定義が次のとおり記載されている。

「年金資産」とは、特定の退職給付制度のために、その制度について  等に基づき積み立てられた、次のすべてを満たす特定の資産をいう。(以下省略)

これについて以下の(ア)、(イ)に答えなさい。

(ア) 空欄にあてはまる語句を入力しなさい。(20字以内)

(イ) 下線部では「次のすべてを満たす特定の資産」とされているが、満たすべき要件をすべて入力しなさい。(200字以内)

## 【 第Ⅱ部 】

問題 3. 次の (1) と (2) の各問に答えなさい。

(1) 6 点、(2) 4 点 (計 10 点)

(1) A 社は確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度を実施している。2026 年 4 月 1 日からベースアップにより基本給が全加入者一律 1.05 倍となる。制度の概要は以下のとおりである。

<確定給付企業年金制度（リスク分担型企業年金ではない）の概要>

- ・ 給付の額の算定方法は基本給を用いた最終給与比例制
- ・ 他制度掛金相当額は 28,000 円(算定方法にかかる経過措置を用いて算定した額ではない)
- ・ 確定給付企業年金制度の 2025 年 3 月 31 日財政決算の状況（金額単位：百万円）

(当該財政決算に 2026 年 4 月 1 日からのベースアップは反映していない。)

	2025 年 3 月 31 日時点
通常予測給付現価	75,000
現在加入者	60,000
年金受給者・待期者	15,000
財政悪化リスク相当額	6,000
特例掛金収入現価	0
給与現価	600,000
標準掛金率（数理上）	5.02%
標準掛金率（規約上）	5.0%
特別掛金収入現価	0
リスク対応掛金収入現価	0
数理上資産額（時価）	44,000
別途積立金	1,000

- ・ 別途積立金は、当年度剰余金処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額である。
- ・ 承継事業所償却積立金はない。
- ・ 標準掛金率（規約上）は、標準掛金率（数理上）の小数点以下第 4 位を四捨五入する。
- ・ 予定利率は 2.0% である。
- ・ 財政方式は加入年齢方式である。

<確定拠出年金制度（以下、企業型年金）の概要>

- ・ 掛金額は各職能資格に応じた額で定められており、最大掛金は 27,000 円である。
- ・ 企業型年金の掛金額の見直しは行わない。
- ・ 企業型年金の拠出限度額にかかる経過措置は適用していない。

これについて以下の（ア）、（イ）、（ウ）に答えなさい。

- （ア） 「(数理上資産額+許容繰越不足金) / 責任準備金」の比率を計算し入力しなさい。  
(300 字以内)

なお、許容繰越不足金は責任準備金の 15%として計算する。

また、積立比率の端数処理は「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」に記載のとおりとし、計算過程として「責任準備金」及び「許容繰越不足金」の額を示すこと。

- （イ） 2025 年 3 月 31 日を計算基準日としてベースアップを反映した財政計算を実施することを想定する。2026 年 4 月 1 日に拠出する特別掛金額を計算し入力しなさい。(200 字以内)

なお、算出にあたっての前提は以下のとおりとする。解答は百万円未満を四捨五入するものとし、算出過程をあわせて入力すること。

- ・ 特別掛金は定率償却により設定するものとし、償却割合は 50%とする。
- ・ 特別掛金は年 1 回 4 月 1 日に拠出する。計算基準日から拠出日までの利息は年単位で適切に反映し計算する。
- ・ 財政計算に伴う予定昇給率及びその他の基礎率の見直しは行わないものとする。
- ・ 財政計算は、財政決算における剰余金の処分又は不足金の処理を行ったのちに行う。別途積立金がある場合は、その全額を留保するものとする。

- （ウ） A 社の当該ベースアップに際し確定給付企業年金制度及び企業型年金に及ぼす影響と留意事項を簡潔に記載しなさい。(400 字以内)

なお、退職給付会計を考慮する必要はない。

(2) B社は従業員非拠出の確定給付企業年金制度を実施している。下表はB社の個別財務諸表の退職給付会計に関する諸数値である。

当該諸数値の表示は「退職給付に関する会計基準の適用指針」の設例に準拠しており、設問の計算過程に該当する数値を空欄としている。

<諸数値>

(金額単位：百万円)

	実際 2025/4/1	退職給付 費用	年金/掛金 支払額	予測 2026/3/31	数理計算上 の差異	実際 2026/3/31
退職給付債務	(110,000)	S (6,000) I ( )	P 5,000	( )	AGL ( )	(108,000)
年金資産	100,000	R ( )	P (5,000) C 4,000	( )	AGL ( )	103,000
未積立退職給付債務	(10,000)			( )		(5,000)
未認識数理計算上の差異	(1,500)	A ( )		( )	(イ)	( )
退職給付引当金	(11,500)	(ア)	4,000	( )	0	( )

- ・ 会社決算日は3月31日である。
- ・ 長期期待運用収益率は2.0%である。
- ・ 退職給付債務の計算に用いた割引率は、2025年4月1日は1.0%、2026年3月31日は1.5%である。
- ・ 数理計算上の差異の費用処理については当期の発生額を翌期から費用処理期間10年の定率法(0.206)を採用している。
- ・ 用語は以下のとおりである。  
S：勤務費用      I：利息費用      R：期待運用収益  
A：数理計算上の差異の費用処理額      AGL：数理計算上の差異の発生額  
P：年金又は一時金支払い額      C：掛金拠出額

これについて以下の(ア)、(イ)に答えなさい。

(ア) 諸数値表中の「ア」にあてはまる数値を計算し入力しなさい。(200字以内)  
なお、計算過程として「I：利息費用」、「R：期待運用収益」及び「A：数理計算上の差異の費用処理額」の額を示すこと。

(イ) 諸数値表中の「イ」にあてはまる数値を計算し入力しなさい。(200字以内)  
なお、計算過程として、「退職給付債務の予測額」及び「年金資産の予測額」の額を示すこと。

問題 4. 次の (1)、(2) の各問に答えなさい。

各 20 点 (計 40 点)

- (1) 我が国は、中央銀行によるマイナス金利政策の解除により、「金利のある世界」へと変化していると言われている。確定給付企業年金制度は、財政運営及び退職給付会計においてかねてから金利変動の影響を受けている。金利変動が確定給付企業年金制度の財政運営及び退職給付会計に及ぼす影響として留意すべき点を理由もあわせて 2 つ以上あげ、どのようなアドバイスが考えられるかアクチュアリーとして所見を述べよ。(2,500 字以内)

- (2) 国民年金及び厚生年金では、少なくとも5年ごとに財政の現況と見通しを作成すること、いわゆる財政検証を実施することとされている。これについて以下の(ア)、(イ)、(ウ)に答えなさい。
- (ア) 国民年金及び厚生年金は賦課方式を基本とした財政方式をとっているとされている。この賦課方式を基本とした財政方式の内容を簡記しなさい。(200字以内)
- (イ) 国民年金及び厚生年金では、2004(平成16)年改正において新たに給付と負担の均衡を図るための仕組みが導入され、それまで行っていた財政再計算に代わり、財政検証を行うこととなった。この財政検証の目的を簡記しなさい。(300字以内)
- (ウ) 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和6(2024)年財政検証結果—」では、図表2の諸前提を置いたうえで図表1の所得代替率の将来見通しを示している。図表1を用い国民年金及び厚生年金の財政状況を解説し、課題と考える事項について所見を述べなさい。(2,000字以内)

図表 1 人口、経済の前提が変化した場合の所得代替率の将来見通し

- ・ %は給付水準調整終了後の所得代替率であり、( ) 内は給付水準の調整終了年度である。
- ・ 比例は厚生年金（報酬比例部分）、基礎は基礎年金を指す。
- ・ 2024 年度の所得代替率は 61.2%（比例：25.0%、基礎：36.2%）である。

人口 経済	中位推計	出生の前提が変化した場合 (死亡中位・入国超過数 16 万人)		死亡の前提が変化した場合 (出生中位・入国超過数 16 万人)		入国超過数が変化した場合 (出生中位・死亡中位)	
		出生高位	出生低位	死亡高位 (余命の延び が小さい)	死亡低位 (余命の延び が大きい)	入国超過数 25 万人	入国超過数 6.9 万人
高成長実現ケース	56.9% (2039)	58.5% (2035)	55.5% (2043)	58.5% (2035)	55.2% (2043)	57.8% (2039)	55.9% (2040)
	比例:25.0% (調整なし)						
	基礎:31.9% (2039)	基礎:33.5% (2035)	基礎:30.6% (2043)	基礎:33.6% (2035)	基礎:30.3% (2043)	基礎:32.8% (2039)	基礎:30.9% (2040)
成長型経済移行・継続ケース	57.6% (2037)	59.0% (2034)	56.4% (2041)	59.2% (2033)	56.0% (2042)	58.5% (2037)	56.6% (2039)
	比例:25.0% (調整なし)						
	基礎:32.6% (2037)	基礎:34.1% (2034)	基礎:31.4% (2041)	基礎:34.2% (2033)	基礎:31.0% (2042)	基礎:33.5% (2037)	基礎:31.6% (2039)
過去30年投影ケース	50.4% (2057)	53.0% (2049)	(※)46.8% (2065)	53.0% (2049)	(※)46.6% (2067)	52.0% (2053)	(※)47.7% (2062)
	比例:24.9% (2026)	比例:25.0% (調整なし)	比例:23.9% (2031)	比例:25.0% (調整なし)	比例:24.1% (2030)	比例:25.0% (調整なし)	比例:24.1% (2030)
	基礎:25.5% (2057)	基礎:28.1% (2049)	基礎:22.9% (2065)	基礎:28.1% (2049)	基礎:22.4% (2067)	基礎:27.0% (2053)	基礎:23.6% (2062)
一人当たりゼロ成長ケース	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2059 年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2059 年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2058 年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2063 年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2056 年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2061 年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は 2057 年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行

(※) 次期財政検証までの間に所得代替率 50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

図表 2 令和 6 (2024) 年財政検証の諸前提

<人口の前提> 「日本の将来推計人口」(2023 年 4 月、国立社会保障・人口問題研究所)

合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
2020 年 (実績)	2070 年	2020 年 (実績)	2070 年	2016~2019 年 (実績の平均)	~2040 入国超過数 (一定)
1.33	高位 : 1.64 中位 : 1.36 低位 : 1.13	男性 : 81.58 女性 : 87.72	高位 (余命の伸び小) 中位 低位 (余命の伸び大)	84.56 90.59 85.89 91.94 87.22 93.27	16.4 万人 25 万人 16.4 万人 6.9 万人

※2041 年以降は 2040 年の総人口に対する比率を固定

<労働力の前提> 「労働力需給の推計」(2024 年 3 月、独立行政法人労働政策研究・研修機構)

就業者数		就業率 ※15 歳以上人口に占める割合	
2022 年 (実績)	2040 年	2022 年 (実績)	2040 年
6,724 万人	労働参加進展 : 6,734 万人 労働参加漸進 : 6,375 万人 労働参加現状 : 5,768 万人	60.9%	労働参加進展 : 66.4% 労働参加漸進 : 62.9% 労働参加現状 : 56.9%

<経済の前提> 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定  
(2024 年 4 月)

	将来の経済状況の仮定		<長期の経済前提>			参考 (推計結果)
	労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価 上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り スプレッド <対賃金>	人口 1 人 当たり 実質経済 成長率
高成長実現 ケース	成長実現・ 労働参加進展 シナリオ	1.4%	2.0%	2.0%	1.4%	2.3%
成長型経済移行 ・継続ケース		1.1%	2.0%	1.5%	1.7%	1.8%
過去 30 年 投影ケース	成長率ベースラ イン・労働参加 漸進シナリオ	0.5%	0.8%	0.5%	1.7%	0.7%
1 人当たり ゼロ成長 ケース	一人当たりゼロ 成長・労働参加 現状シナリオ	0.2%	0.4%	0.1%	1.3%	0.1%

出所 : 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し—令和 6 (2024) 年財政検証結果—」  
2 ページに基づき作成

以上

## 年金 2 (解答例)

### 問題 1

(1)	(ア)	(Ⅰ) (Ⅱ) 令和 7 年度 1.17% であり誤り (Ⅲ) 掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価方法を用いるため誤り (Ⅳ) 前事業年度の末日でなく直前の財政計算を基準とするため誤り
	(イ)	(Ⅱ) (Ⅳ) (Ⅰ) アクチュアリーが具体的な判断をするのは誤り (Ⅲ) 単体決算にも適用しなければならないのは誤り
	(ウ)	(Ⅱ) (Ⅳ) (Ⅰ) 加入者は男女とも零以上 (記載内容は受給権者) であり誤り (Ⅲ) 加入者は男女とも零 (記載内容は受給権者) であり誤り
	(エ)	②、⑤、⑥
	(オ)	⑧

(2)	(A)	標準掛金の計算
	(B)	標準的な加入者
	(C)	人数
	(D)	将来分
	(E)	閉鎖型総合保険料方式

(3)	(A)	自己都合要支給額
	(B)	重要な変動
	(C)	平均残存勤務期間
	(D)	数理債務
	(E)	年金受給者及び待期者

(4)	(A)	(ア)
	(B)	(エ)
	(C)	(ク)
	(D)	(イ)
	(E)	(カ)

問題 2

(1)	(ア)	①	増加する特別掛金額の予想額の現価に相当する額がリスク対応掛金額の予想額の現価に相当する額の減少額を下回らない範囲内でリスク対応掛金額を減少させる
		②	「財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額を控除した額が増加した額」を上回らない範囲でリスク対応額を定め、算定したリスク対応掛金額に相当する額を変更前のリスク対応掛金額に加算する
	(イ)	法第 58 条第 1 項の規定に基づく財政再計算において、対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回ることとなる場合	

(2)	① 貸借対照表日前の一定日をデータ等の基準日として退職給付債務等を算定し、データ等の基準日から貸借対照表日までの期間の勤務費用等を適切に調整して貸借対照表日現在の退職給付債務等を算定する方法
	② データ等の基準日を貸借対照表日前の一定日とするが、当該一定日から貸借対照表日までの期間の退職者等の異動データを用いてデータ等を補正し、貸借対照表日における退職給付債務等を算定する方法

(3)	(ア)	当該事業年度の末日における積立比率が 0.9 以上であって、かつ、当該事業年度の前 3 事業年度のうち少なくとも 2 事業年度の積立比率が 1.0 以上である場合	
	(イ)	①	積立金の額が最低積立基準額を下回る額（以下、不足額という）に 15 分の 1 を乗じて得た額
		②	不足額から最低積立基準額に 0.1 を乗じて得た額を控除した額を 10 で除して得た額に、最低積立基準額に 150 分の 1 を乗じて得た額を加算した額
		③	不足額から最低積立基準額に 0.2 を乗じて得た額を控除した額を 5 で除して得た額に、最低積立基準額に 60 分の 1 を乗じて得た額を加算した額

(4)	(ア)	①	平均ポイント比例
		②	ポイント制の給付算定式は、平均ポイント（ポイントの累計を勤務期間で除したもの）に勤務期間を乗じたものを用いる給付算定式と同一の給付額となることから、ポイント制を平均ポイントに基づく制度として、給付算定式基準を適用する。
	(イ)	①	将来のポイント
		②	各期に付与されるポイントを当該各期に帰属させる給付を構成するものとして扱う。そのため、退職給付債務の計算に将来付与されるポイントを織り込まない。

(5)	(ア)	運用収益の長期の予測
	(イ)	直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均又は直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を基準として設定されたものであること。
	(ウ)	次のうちから 3 つを記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期的期待収益率及び下限予定利率との整合性</li> <li>・ 設定した予定利率の年金財政への影響</li> <li>・ 適用後の決算時における利差損益の動向</li> <li>・ 長期的期待収益率とリスクとの整合性</li> <li>・ その他、年金財政への影響が大きいと思われる事項</li> </ul>

(6)	(ア)	企業と従業員との契約（退職金規程等）
	(イ)	① 退職給付以外に使用できないこと ② 事業主及び事業主の債権者から法的に分離されていること ③ 積立超過分を除き、事業主への返還、事業主からの解約・目的外の払出し等が禁止されていること ④ 資産を事業主の資産と交換できないこと

問題 3 (1)

<p>(ア)</p>	<p>追加拠出可能額現価 (0 以上財政悪化リスク相当額以下)  <math>= \text{Min} (75,000 + 6,000 - 600,000 \times 0.05 - 0 \text{ (特別掛金収入現価)})</math>  <math>- 0 \text{ (リスク対応掛金収入現価)} - 44,000 + 1,000、6,000) = 6,000</math>          責任準備金  <math>= 75,000 + 6,000 - 600,000 \times 0.05 - 0 \text{ (特別掛金収入現価)}</math>  <math>- 0 \text{ (リスク対応掛金収入現価)} - 6,000 \text{ (追加拠出可能額現価)} = 45,000</math>          許容繰越不足金 <math>= 45,000 \times 0.15 = 6,750</math>          以上より求める率は <math>(44,000 + 6,750) \div 45,000 = 1.12</math> (小数点第 3 位          切り捨て)</p>
<p>(イ)</p>	<p>過去勤務債務の額  <math>= 60,000 \times 1.05 + 15,000 - 600,000 \times 1.05 \times 0.05 - 44,000</math>  <math>= 2,500</math>          2026 年 4 月 1 日に拠出する特別掛金額  <math>= 2,500 \times 1.02 \times 0.5 = 1,275</math> 百万円</p>
<p>(ウ)</p>	<p>ベースアップの実施により、確定給付企業年金制度の過去勤務債務の増加及び掛金率への影響が生じている。また、確定給付企業年金制度の他制度掛金相当額は 1,000 円以上上昇することが見込まれ、事業主掛金と他制度掛金相当額の合計が 55,000 円を超過することとなる。55,000 円以内に収めるよう確定給付企業年金の給付減額を含めた制度の見直しが必要となる。さらに将来のベースアップを見込む必要があると判断される場合には、ベースアップ率と予定利率の整合等に留意した設定が必要となる。</p>

問題 3 (2)

<p>(ア)</p>	<p>利息費用 <math>= 110,000 \times 0.01 = 1,100</math>          期待運用収益 <math>= 100,000 \times 0.02 = 2,000</math>          数理計算上の差異の費用処理額 <math>= 1,500 \times 0.206 = 309</math>          退職給付費用 <math>= 6,000 + 1,100 - 2,000 - 309 = 4,791</math>          空欄にあてはまる数値は 4,791 百万円</p>
<p>(イ)</p>	<p>退職給付債務の予測額 <math>= 110,000 + 6,000 + 1,100 - 5,000 = 112,100</math>          年金資産の予測額 <math>= 100,000 + 2,000 - 5,000 + 4,000 = 101,000</math>          当年度発生する数理計算上の差異 <math>= (108,000 - 112,100) - (103,000 - 101,000)</math>  <math>= \Delta 6,100</math>          空欄にあてはまる数値は 6,100 百万円</p>

#### 問題 4 (1)

以下にあげた解答例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまでも合格レベルの答案例として参考にされたい。

金利変動が確定給付企業年金制度の財政運営及び退職給付会計に及ぼす影響としては以下が考えられる

##### ① 継続基準の予定利率への影響

予定利率は積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとし、下限予定利率を下回ってはならないとされている。下限予定利率は 10 年国債の応募者利回りを基準として設定されるため、金利の上昇により下限予定利率が上昇することが見込まれる。下限予定利率が上昇する環境下では、年金資産の期待収益率が上昇していることが想定される。対応策として、政策的資産構成割合の見直しや予定利率の引き上げが選択肢として考えられる。なお、予定利率が下限予定利率を下回ることになるときは次回財政再計算にて予定利率の見直しが必要である。

予定利率の見直しにあたっては、年金財政への影響、決算時の利差損益の動向、長期的期待収益率とリスクとの整合性を考慮する。

加えて、予定利率の変更にもない他制度掛金相当額が増減することが想定される。企業型・個人型確定拠出年金を実施している場合は、拠出限度額に影響する。他制度掛金相当額を調整することを目的として予定利率を含む基礎率の設定方法を変更することは認められないとされていることに留意が必要である。

##### ② 非継続基準の予定利率への影響

最低積立基準額の計算に用いる予定利率は、30 年国債の応募者利回りの 5 年平均に基づき設定されている。金利上昇の局面では、当該予定利率が上昇するため、最低積立基準額が減少し非継続基準の財政検証では積立水準の改善が期待できる。また、最低積立基準額は、確定拠出年金制度への移換額や制度終了時の各個人の分配額（移換額）の基礎として用いている。最低積立基準額の計算に用いる予定利率は当面は上昇傾向であることを踏まえ、確定拠出年金制度や制度終了を検討している場合はこの影響を視野に入れる必要がある。

##### ③ 積立上限額への影響

積立上限額は下限予定利率を用いて算定する。国債利回りに連動して下限予定利率および非継続基準の予定利率がいずれも上昇し積立上限額が減少することが見込まれる。年金資産が積立上限額を上回りやすくなるため、掛金の一部又は全部の停止に留意が必要である。平準的な掛金の拠出が継続できない、損金メリットを享受できないなどの影響が考えられる。

④ 退職給付債務算定にかかる割引率の上昇

割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定される。近年の環境では割引率が上昇する傾向にある。割引率が上昇すると退職給付債務が減少するため、積立剰余の状態になりやすくなる。IFRS を採用している場合は、アセットシーリングに該当するケースも発生しやすくなるため想定をしておきたい。

また、金利が大きく変動する局面があった場合は、毎期の割引率が変動し、事業年度ごとに大きな未認識数理計算上の差異が発生することが想定される。毎年度発生した数理計算上の差異を短期間で認識している場合は影響が大きくなる。

国内基準で割引率について重要性基準を適用している場合についても、割引率の変動が大きくなると重要性基準を満たさなくなり、一時的に退職給付債務が大きく増減することに留意が必要である。

⑤ 国債の利回りに連動するキャッシュバランスプラン（CB制度）

国債応募者利回りに連動するCB制度では、国債応募者利回りの上昇により適用される再評価率および年金換算率が上昇する。今後の国債応募者利回りの動向を踏まえて再評価率および年金換算率の見込みの引き上げを検討する必要がある。これらは年金財政では、掛金、数理債務、最低積立基準額の増加、退職給付会計では退職給付債務の増加の要因となる。一方で年金資産から想定以上の収益が得られている場合は、債務の増加を相殺する効果が期待できる。

アクチュアリーとして考えられるアドバイス（所見）

これまでの低金利環境下では、予定利率を引き下げることで運用リスクを抑制し、高水準の掛金を負担する保守的な財政運営が多く見られた。金利のある世界へと環境が変化する中で、これまでの年金財政運営を継続するか確認を行いたい。

保守的な年金財政運営は受給権保護の観点で望ましいことではあるが、企業の資金用途として事業主に原則返還できない年金資産を積み増すのではなく事業投資を優先する考え方もある。特に、積立上限額やアセットシーリングを意識する積立状況では、受給権保護の観点での年金掛金拠出以外にも様々な選択肢を検討できる。

まず、予定利率を引き上げて、標準掛金を引き下げることが考えられる。留意すべき事項として前述の内容があることは言うまでもない。別の方法として、過去勤務債務の額が負となった場合には、標準掛金に、当該過去勤務債務の額を給与現価で除して算定された負の掛金を標準掛金に加える方法もある。退職給付会計における長期期待運用収益率の引き上げも併せて検討したい。

次に、物価上昇により給付額の実質的価値の低下が見込まれる場合は、給付改善やインフレ抵抗力をもつ制度を検討することも高齢期の所得を確保するという観点では意義あることである。年金財政では予定利率の引き上げや剰余金の活用、退職給付会計では長期期待運用収益率の引き上げにより追加負担を抑制することも併せて検討できる。

また、給付額が国債の利回りや運用実績に連動するCB制度を導入することでインフレ抵抗  
力に加え金利変動への耐性をもたせる制度設計も考えることができる。CB制度の場合は、給  
付減額の判定に用いる指標の見込みは、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を使用する。  
制度変更時期の金利水準に影響を受けることに留意が必要である。

以上のおり、金利変動は確定給付企業年金制度の運営に多く影響を与えている。アクチュア  
リーとして、事業主と従業員それぞれの影響を把握したうえでの適切なアドバイスが求められ  
ている。

問題 4 (2)

以下にあげた解答例以外にも多くの観点からの記述が考えられるため、あくまでも合格レベルの答案例として参考にされたい。

(ア)

日本の公的年金制度である厚生年金及び国民年金では、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄うという「賦課方式」を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式のもとで運営されている。

(イ)

賦課方式を基本とした財政方式のもとでは、当初の見込みに比べて少子高齢化が進行すると、高齢者の相対的な増加によって年金給付が相対的に増加することから、年金財政の給付と負担の均衡を保つため、保険料の増額又は年金額の水準抑制が必要となる。

そこで、政府は、少なくとも5年ごとに、これら年金制度の財政についておおむね100年にわたる見通しを作成し公表するとともに、この結果、財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には年金額の調整（いわゆるマクロ経済スライド）を実施し、またこの調整が不要になったと認められるときは年金額の調整を終了することとされている。

(ウ)

現在採用されている財政方式の下では、この年金額の調整を実施すべき期間は、

- ①受給者と被保険者のバランスに関連する「人口構成の趨勢」、
- ②年金制度の支え手である被保険者に関連する「労働市場への参加動向」、
- ③賃金や積立金の運用収益に関連する「経済成長の動向」

に大きく左右されることになる。

令和6年財政検証では、これらの要素に関して相当の幅をもった複数の前提を置いた上で年金財政の将来見通しが作成されている。

図表1に示された所得代替率の将来見通しによれば、まず経済が比較的好調である「高成長実現ケース」と「成長型経済移行・継続ケース」では、人口の前提が「出生低位」、「死亡低位」、「入国超過数6.9万人」のように年金財政にとって厳しい状況になったとしても、所得代替率55%を超える給付水準を確保できる見通しとなっている。

次に経済の前提が「過去30年投影ケース」の場合、人口の前提が「出生低位」、「死亡低位」、「入国超過数6.9万人」であると所得代替率50%を下回る結果となっているが、人口の前提が「中位推計」では所得代替率は50%をやや上回り、さらに「出生高位」、「死亡高

位」、「入国超過数 25 万人」では所得代替率 52～53%の給付水準を確保できる見通しとなっている。

他方で、経済に関して 1 人当たり実質経済成長率をほぼゼロと見込んだ「1 人当たりゼロ成長ケース」では、人口の前提がいずれのケースであっても国民年金の積立金がなくなり、現行法どおりの運営はできなくなる。経済が「1 人当たりゼロ成長ケース」の場合、物価や賃金の上昇率が低いため、年金額の調整の仕組みが十分に機能しないと考えられる。現行法での年金額の調整方法は、年金の名目額が前年度よりも上昇したときにのみ、その上昇額の範囲で年金額を抑制する仕組みであるからである。

以上を総合すると、経済の前提が「過去 30 年投影ケース」、人口の前提が中位推計のように、今回の前提の中では中庸なケースで、所得代替率は法律で給付水準の下限として定められている 50%を上回る見通しとなっているものの、経済や人口の前提によっては所得代替率 50%を確保できない可能性もある。令和 6 年財政検証の結果から、特に労働参加の進展や日本経済の成長が、年金制度の持続可能性の向上や将来の年金の給付水準確保にとって重要なファクターであることが確認できたが、これらの動向については今後慎重に見極めていく必要がある。

なお、物価や賃金の上昇率が「1 人当たりゼロ成長ケース」のように低い状況が続くと見込まれるようなら、年金制度を持続可能とするため、年金額調整の方法を改め、年金の名目額が前年度より上昇していない場合でも年金額を抑制する仕組みも検討しなければならないと考える。

さらに付け加えると、経済の前提が「高成長実現ケース」、「成長型経済移行・継続ケース」、「過去 30 年投影ケース」のいずれであっても、報酬比例年金に関しては、調整を必要としないか、調整を必要としてもその期間は 5～6 年程度であるのに対し、基礎年金では報酬比例年金よりも長期（8～42 年）の調整が必要となっている。この結果、基礎年金の給付水準の低下の程度は報酬比例年金よりも大きくなり、そのため、報酬比例年金の額が低額であるほど、基礎年金と報酬比例年金を合わせた年金額は大きく低下することになる。この点は、厚生年金における所得再分配機能を減退させるものであることから、制度的な手当ての検討が必要である。

年金制度の持続可能性を確保しつつ、将来の公的年金全体の水準向上を図る観点から、基礎年金の調整を早期に終了させ、賃金や物価に連動した年金額を実現することは、同時に基礎年金の給付水準の向上に資するものである。加えて基礎年金水準の向上により、将来においては、厚生年金の受給者を含め年金水準が上昇する。特に、基礎年金の再分配機能が強化されることにより低所得層への効果が大きいと考えられる。

以上